# JR下関駅周辺は

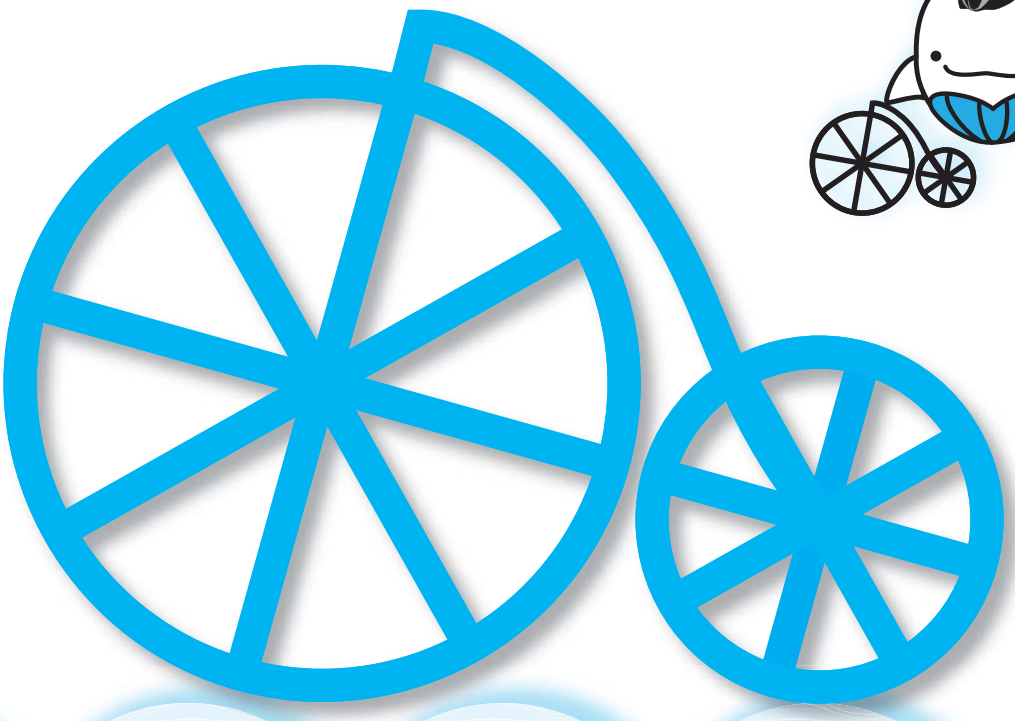

**放置とは**

道路などの公共の場所で、自転車等を直ちに移動することができない状態のことです。時間の長さに関係なく、直ちに移動できないものは全て「放置」となります。

下関市

# 自転車等 放置禁止区域・放置抑制区域に指定されています。

## ●自転車等 放置禁止区域とは

自転車や原動機付自転車（「自転車等」といいます。）が放置されることにより良好な生活環境が阻害されている区域を放置禁止区域に指定し、自転車等の放置を禁止します。

## ●自転車等 放置抑制区域とは

放置禁止区域の周辺で自転車等の放置が増加し、良好な生活環境が阻害されるおそれのある区域を放地抑制区域に指定し、長時間の自転車等の放置を禁止します。

## ●放置禁止区域に自転車等を放置すると

放置禁止区域内に放置された自転車等は、市が定期的に撤去します。放置抑制区域内に放置された自転車等は、移動命令をした後もそのまま放置されている場合は撤去します。フェンスや標識などに自転車等が係留されている場合は、撤去に必要な措置としてチェーンを切断することがあります。撤去した自転車等は保管場所に移動し、利用者に返還します。返還の際には、撤去・保管に要した費用を徴収します。

**●平成 26 年 10 月 1 日より、区域内の放置自転車等を撤去しています。**
**自転車等を止めるときは駐輪場を利用しましょう。**